

秋田市告示第187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年6月29日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
ハッピー調剤薬局秋田保戸野店	秋田市保戸野原の町15番8号	令和4年6月1日
アイランド薬局広面店	秋田市広面字近藤堰越31番地4	令和4年4月1日
ちば小児科アレルギークリニック	秋田市広面字糠塚67番地3	令和4年5月1日
ヨコカナ薬局	秋田市横森三丁目11番60号	令和4年4月1日
らいく訪問看護ステーション	秋田市新屋扇町12番49号	令和4年5月1日
ごてんまりZ訪問看護ステーション	秋田市御所野湯本二丁目1番2号 秋田物流センターA-2	令和4年5月15日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
調剤薬局ツルハドラッグ秋田南通店	秋田市南通築地3番5号	令和4年5月15日
アイランド薬局広面店	秋田市広面字近藤堰越31番地4	令和4年3月31日
さいとう神経科クリニック	秋田市山王三丁目8番34号 山王ツインビル3F	令和4年4月30日